

武豊町スズメバチ類駆除実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スズメバチ類の刺傷による事故を予防するため、私有地内におけるスズメバチ類の巣の駆除等を行うための指針を定め、町民の生活の安全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「スズメバチ類」とは、膜翅目細腰亜目スズメバチ上科スズメバチ科スズメバチ亜科に属するスズメバチ属、クロスズメバチ属、ホナガスズメバチ属の種をいう。

2 この要綱において「駆除等」とは、巣の撤去及び巣の撤去が困難な場合における薬剤によるスズメバチ類の刺傷活動を無害化する作業をいう。

3 この要綱において「管理者」とは、動産又は不動産を所有、占有又は管理する者をいう。

4 この要綱において「建物等」とは、建築物、構造物及び立木をいう。

(駆除等の実施者)

第3条 スズメバチ類の巣は、管理者が、駆除等を実施することを原則とする。

2 武豊町は、前項の規定に資するため駆除事業者等の情報提供を行う。

3 第1項の規定にかかわらず、不特定多数の者が利用する公共の場所の安全を確保し、次条に定める巣については、予算の範囲内において武豊町が駆除等を実施する。

(駆除対象となる巣)

第4条 前条第3項に規定する武豊町が駆除等を実施する巣は、武豊町内において現にスズメバチ類の生息している巣であり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次に掲げるいずれかが巣の場所から概ね半径10メートル以内にある場合

イ 武豊町又は武豊町の施設の指定管理を受託した者が管理者である別表第1に掲げる施設

ロ 武豊町、愛知県、国が管理する道路であって、巣の場所から10メートル以内に現に居住している建物があるもの又は小学校及び中学校の通学路となっているもの

ハ 武豊町教育委員会又は武豊町教育委員会の施設の指定管理を受託した者が管理者である別表第2に掲げる施設

ニ 武豊町以外の者が管理者である児童福祉法第39条及び第39条の2に該当する保育施設

ホ 武豊町以外の者が管理者である学校教育法第1条の学校

ヘ 武豊町コミュニティバス停留所

ト 東海旅客鉄道株式会社及び名古屋鉄道株式会社の設置した駅

チ 区の管理する地区集会所

リ イからチまでに規定するもののほか、町長が特に認めた場所

(2) 国又は地方公共団体以外が管理者である土地及び付属する建物等に巣がある場合

(3) 駆除等の際して、建物等を損傷又は破壊するおそれのないもの。ただし、管理者が当該建物等を損傷又は破壊すること及びその復旧にかかる費用を町に請求しないことに同意した場合においては、この限りでない

(4) 巣の場所が高度にあるなど、武豊町が委託する業者において駆除等が困難とされるものでないもの

2 前項第1号のチの施設敷地内における巣であつて、前項第2号から第4号の規定に該当する場合は、前項第1号の規定にかかわらず駆除等を実施する。
(駆除等を実施しない場合)

第5条 敷地内への立ち入り、駆除等について管理者の同意が得られないものについては、前条の規定にかかわらず駆除等は実施しない。

(駆除等の実施方法)

第6条 駆除等の標準的な事務手順は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

別表第1 (第4条第1項第1号イ関係)

武豊町役場、富貴支所、砂川会館、授産所、老人憩の家、高齢者生きがいセンター、保育所、子育て支援センター、児童クラブ、児童館、児童遊園、保健センター、地域交流センター、公園(公園台帳に登載された公園に限る)

別表第2 (第4条第1項第1号ハ関係)

小学校、中学校、給食センター、町民会館、中央公民館、歴史民俗資料館、図書館、総合体育館、武豊町運動公園、武豊町運動公園第2グラウンド、武豊緑地グラウンド